3　工事概要　仮設庁舎の整備を行う。
　建物用途：仮設庁舎
　構造規模：鉄骨造、地上２階、延床面積7,986㎡　敷地面積：19,500㎡
　工期　平成28年３月31日まで
4　申請の時期　平成27年９月10日から平成27年10月５日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、平成27年10月６日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成27年９月９日から平成27年11月５日まで「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館　中部地方整備局総務部契約課調査係（電話052―953―8138）において交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」により〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号名古屋合同庁舎第２号館　中部地方整備局総務部契約課調査係（電話052―953―8138）まで提出すること。なお、郵送等については、期日までに送付（必着）すること。また、「電子入札システム」による申請は認めない。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（「入札公告（建設工事）」（平成27年９月９日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２）
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）を確認した上で特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、経常建設共同企業体は、構成員として認めない。
②　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年９月９日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）２及び説明書４に示された条件を満たしているものであること。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成27年10月５日において次の要件を満たすものとする。
①　平成12年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。
同種工事
　次の㋐～㋒に掲げる要件をすべて満たす、新築又は増築工事のうち、躯体・外装のほか、内装を含む建築一式工事を施工した実績（民間の実績でも可）を有すること。なお、㋐～㋒は同一工事かつ１棟の建物であること。
㋐　構造　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
㋑　建物規模　地上２階建以上かつ延べ床面積6,000㎡以上
㋒　建物用途　建物用途が下記のいずれかであること。
　庁舎・事務所又はその類似施設
　なお、類似施設とは、事務室・会議室・研究室・研修室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の床面積の合計が2,000㎡以上あるものとする。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。
7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
　６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。